

平成24年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成24年9月7日 午前10:00

○散 会 午後 0:33

○出席議員（20名）

1番 中川光博	2番 大谷貞廣	3番 児玉春雄
4番 藤原幸作	5番 菅原理恵子	6番 澤井昭二郎
7番 菅原久和	8番 伊藤栄悦	9番 戸田俊樹
10番 佐藤義久	11番 小林悟	12番 岡田曙
13番 佐藤昇	14番 藤原典男	15番 西村武
16番 鈴木斌次郎	17番 堀井克見	18番 藤原幸雄
19番 佐々木嘉一	20番 千田正英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石川光男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥田野耕二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴木 司
産業建設部長 児玉俊幸	水道局長 菅原龍太郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸村公明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴木利美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正	議会事務局次長 畠山靖男
-------------	--------------

平成24年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成24年9月7日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

開会前に、昨日の一般質問を総括して、議長より申し上げます。

一般質問は、当局へお願いする場ではありません。答弁を受けて、お願いや要望をしている例が多く見られましたので、お願いや要望は控えるようお願いしたいと思います。

以上、お願い致します。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 議事日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、10番佐藤義久議員、14番藤原典男議員、18番藤原幸雄議員、5番菅原理恵子議員の順に行います。

10番佐藤義久議員の発言を許します。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） おはようございます。

早朝より傍聴の皆様には、御苦労さまです。

また、一般質問の機会をいただきました議会に対し、衷心より感謝申し上げます。

通告順に従い、質問致します。

最初の、他市の危機管理室は万全に思えたことについてお話致します。

去る8月17日に酒田市役所危機管理室を訪ね、研修の一端を成果として語りたく存じます。

酒田市は、3.11の震災発生以来、山形県の佐渡島北方沖を震源とし、マグニチュード8.5、朔望平均潮位、万潮位61.7センチメートル、人工堤防などは存在しないと想定して、津波の高さを7.6から9メートルと発生を予測し、24年6月には新浸水域予測図を作成、これは24年3月6日に作成したものを基に、海岸部の津波の最高高さ9メートル、市内の浸水開始時間、浸水深さを表したものを作成しておりました。誠に取り組みが迅速であり、今後、秋田県沖の空白域など連動の発表があると速やかに修正を加えるとの

ことには、感嘆させられたところでもあります。

また、新庁舎建設課が隣接フロアにありまして、現在、7階建てを想定して計画している。現在の施設は、耐震上、解体しなければならないとのことでもあり、現在地は浸水域に入らない高さであるとのこと、解体して現在地に建設するとのことでありました。

7階には防災無線用巨大スピーカーを取り付ける構想もある。2キロメートルの範囲で聞き取れるとか、一般的なスピーカーでは、やはり難聴とのこと、半径600メートル範囲内に届くがトランペットの高さは20メートルと伺ってまいりました。

今後検討しなければならないことは、1,200メートル以内に適正に配置されているか、トランペットの数は適切か、メンテナンスボックスの位置などは低い位置にあるので、確実に水に浸るので研究の余地があるなどと話しておりました。

また、予測時には逃げるが勝ちなど、津波からの避難、5つのポイントを明記されております。凡例には、大人の膝までとか腰までとか、また、軒下、2階軒下までなどと併記したもので、明確でわかりやすいものと思われました。

さらに、ワークショップで避難路を地域の方々に地図に標示、作成するなど、潟上市が先般配布したハザードマップの高さをマグニチュード8.5に置き換え、酒田市と同じ最大9メートルで同じ条件を取り入れたならば、地図も緑の部分が残るだけで、全域3ないし4メートル水没となります。いたずらにあおるのではありません。一次避難のビルやタワーの必要性を提唱しているのであります。

報告会で、ある町内会長さんの一人は、指定された避難場所が遠い、せめて5分以内に避難できるように施設を建設してほしいとのことでありました。そこで、次の3点にご答弁いただきたい。すみません、表紙には3点書いてありますので、宜しくお願いします。

1番に、防災無線のトランペットの高さを含めた総合点検はお済みですか。今後の計画については、いかがでしょうか。

②今後発表されるマップに特色ある標示など、計画はありますか。

③危機管理上の作業開始は、県が津波高さを発表してからですか、の3点お願いします。

2つ目、し尿の男鹿地区衛生センターへの搬入と処理について伺います。

6月定例議会において追加報告をされておりましたし尿搬入等処理については、全員

協議会で内訳や今後の見通しについて報告があり、質疑も受けておりましたが、男鹿地区衛生処理一部事務組合に処理依頼する報告をしていたとのことであります。さらに9月定例議会においては、旧船越漁協に支払う漁協竣工協力金350万円を男鹿市から求められているとのことで、予算計上したとありましたが、私としては本会議で説明、報告、承認を行い、規約変更などをすべきが定石と思いますが、いかがなものか疑問に思うものであります。さらに4年前のことです。状況、条件が変化していると推察します。次の点についてお伺いしますので、ご答弁を求めます。

1つ、全員協議会で報告すれば議決の必要はないと判断せざるを得ません。9月で漁協への迷惑料のような次回定例会で規約変更で順序は逆と思われませんが、この点について当局の判断はいかがですか。

②8月25日に協議会にて処理依頼する旨を報告しとありましたが、あの時点においては説明資料に、維持管理費、修繕料が過大な積算箇所があり、納得の行く説明ではなかったと記憶しています。どんな理由で男鹿へお願いすることになっていましたか、いま一度ご説明願います。

2点の質問であります。明確なご答弁を求めます。

3つ目、佐渡町内を下水道区域に変更してについて。

次に、佐渡町内を下水道区域に変更してについてであります。

佐渡町内の浄化槽設置区域を変更し、馬踏川の水質環境浄化の一翼をも担い、地域要望にも応えてはいかがでしょうか。わずか60センチメートルの水路を挟んで隣接している秋田市が、ようやく岩瀬地区に下水道工事が完成の運びのようであります。先の議会に水道管売却譲渡もそのためでありました。産業建設常任委員会でその旨を発言したものの、折悪しく最終日には欠席せざるを得ませんでした。委員長より浄化槽区域の廃止変更の少数意見があったとの報告をしていただいたとありましたが、私の言葉足らずであったようです。それは、昭和町時代に遠隔で下水道本管布設に至らず、費用対効果も勘案して浄化槽設置区域に指定したのであります。前段申し上げましたとおり行政区域が違いますが、隣家まで下水道本管が布設され、環境が変わりました。

①に、市長の特段のご配慮で下水道本管を布設できる区域に変更してほしいとする地域要望に応え、予算措置をされ、工事を実施の方向でご検討を望むものであります。市長のご答弁をお願い致します。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、私から10番佐藤義久議員の一般質問の1つ目「他市の危機管理室は万全と思えたこと」についてお答え致します。

1点目のご質問の防災無線のトランペットの高さを含めた総合点検と、今後の計画についてはにお答え致します。

本市の防災無線の屋外拡声子局のスピーカーの高さは15メートルとなっております。本年度、難聴解消対策として、昭和地区の川向及び下谷地地区に増設をする屋外拡声子局については、音の達成試験を実施し、設置位置を決定し、設置致します。

防災無線などの電気機器の開発は日進月歩であり、絶えず新しい技術が開発されています。今後も防災無線の更新時期などにあわせて最善の施設にしたいと考えております。

ご質問の2点目の今後発表されるマップに特色ある表示など、計画はあるかについてであります。3月に全戸配布した津波ハザードマップに標記した標高表示がわかるような形で津波浸水深を表示したいと考えております。

作成段階で住民の意見等をよく聞きながら、わかりやすいハザードマップにしたいと考えております。

3点目ですが、作業開始は県が津波高さを発表してからですかについてであります。

現在秋田県で作成中のマグニチュード8.7の連動型地震、これは最高の値ですが、この津波浸水予想図が公表されてからと考えております。

それと2点目ですが、「し尿の男鹿地区衛生センターへの搬入と処理について」お答えしたいと思います。

まず1点目の一部事務組合の規約変更にかかわる手続きについてであります。規約の変更にあたっては、男鹿市への負担金支払いを含め、変更にかかわる諸条件がすべて整った上で規約変更の手続きを取ると、そういう段取りであります。

具体的には、本定例会において予算議案を審議いただく負担金支払いを経て、し尿搬入処理にかかわる一部事務組合構成市の上承を得た上で組合の共同処理する事務と対象区域の拡大及び経費の支弁方法などに関する規約変更について、地方自治法第290条の規定によりまして、組合を構成する両市議会における議決が必要となるものであり、手順としては妥当と考えております。

2点目の男鹿地区衛生処理一部事務組合への処理依頼の理由であります。平成20年8月25日開催の全員協議会においてご報告し、上承をいただきましたとおり、合併後の

組織機構の見直し及び行財政改革の一環として、し尿処理の統合・効率化を推進してきたところであり、これまでも平成18年度に飯田川衛生センターを休止し、昭和衛生センターへ統合しております。しかし、その後も公共下水道の普及等により、年々し尿の搬入量が減少するとともに、昭和衛生センター施設の老朽化に伴いまして、処理効率の低下や処理コストの増加が見込まれることから、更なる効率化を図るため、昭和・飯田川地区のし尿についても男鹿地区衛生処理一部事務組合に搬入をし処理することによって、し尿処理の効率化を図ることを目指したものであります。

以上です。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 10番佐藤義久議員の3つ目「佐渡町内を下水道区域に変更してについて」ご回答申し上げます。

佐渡地区は、合併処理浄化槽設置区域として旧昭和町時代に議会の議決を得て、国・県より事業認可をいただいております。現在の全戸数は、佐渡公民館を含めて12戸であり、そのうち5戸が合併処理浄化槽を設置しております。国・県より補助金をいただいております。

秋田市において流域下水道に接続するため、佐渡町内の道路を掘削し、下水道本管が布設されようとしておりますが、これは下水道の圧送管でございまして接続することはできません。岩瀬地内の最も近いマンホールポンプまで佐渡町内から下水道本管を布設しなければならないこととなり、工事費として概算で約3,700万程度の工事費が必要になるかと思われまます。

秋田市に区域外流入をお願いするとすれば、地方自治法第244条の3第2項及び下水道法第3条に基づき、他の団体の公の施設を利用する場合には、両市の議会の議決が必要となること、また、国・県の事業認可変更が必要になること、補助金適正化法に基づき国・県へ補助金の返還が必要になること、受益者負担金の秋田市の支払いが必要になること、合併処理浄化槽から下水道本管の接続替え経費がさらに必要になること等、費用対効果を考慮致しますと合併処理浄化槽設置区域を変更する予定はありません。

なお、馬踏川の水質浄化の一翼をも担いともありますけれども、合併処理浄化槽にて処理された水は、毎年1回、浄化槽法第11条検査を行っており、下水道処理後の水質と何ら変わらない程度の処理水質でございます。くみ取り式の方々が合併処理浄化槽に設置替えしていただければ、さらに馬踏川の水質浄化に資するものと考えております。

なお、平成23年7月14日に佐渡町内より下水道区域変更要望につきまして要望がございまして、平成23年7月25日に回答をしておる内容と何ら変わるものではございません。以上でございます。

○議長（千田正英） 10番、再質問ありますか。はい、10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 他市の危機管理室を訪ねた際の質問ですが、（1）の2の部分です。

防災無線検証中とも、増設考えているともお話してございましたけれども、これにおきましては、例えば私の近くですが、四季の街、宮ノ前、それからアミダ堂、この山神の団地のところに1カ所と、確か消防の、駅前の消防署の何ていいますか、消防関係の施設の前にありますけども、四季の街も私ども宮ノ前もアミダ堂の私の店のところは裏側、約100メートル離れないところにあるわけですが、全く聞こえません。何しゃべっているかわかりません。ピンポンパンだけは聞こえますけども。というような状況ですので再検証したらいかがでしょうかという質問と、トランペットがよそへ訪ねていった際には20メートルはありました。近隣町村では私、最近は見えておりませんけども、若美町の役場周辺だったと思いますが、高いトランペットだなと思って見たこともございます。恐らくあれも20メートルか25メートル、あの場合は防災用なのか農地用なのかよくわかりませんが、その辺も検証したらいかがでしょうかというお話です。この点についていかがでしょうか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） そうすれば、2点あったと思います。

トランペットの検証をしたらどうかということではありますが、それは、そういう聞こえないところがあれば、すぐうちの方でも行って、すぐトランペットの角度とか音量とか調整しながら検証しているという状況であります。ただ、もしそれでも、もし何ともならないということであれば、それなりの対応は今後検討していきたいと、そう思っております。

それから、酒田市ですか20メートルあったのは、ということのようですが、そうすればうちの方は今、回答言ったように15メートルであります。何で15メートルかという、15メートル未満だと確認申請がいらぬわけです。これ20メートルという、そうすればちょっと私疑問なんです、一個一個確認申請取ったのかなと、そう思っております。ただ、うちの方も15メートルあります。それで半径も決まっています。地図上に落とし

て、どの範囲が聞こえるかということもやっていますので、まずほぼ全域を網羅していると、そういう感覚でありますので、そこら辺宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） 実際私方住んでいて聞こえないって言ってるんですから、どこで検証されたのかわかりませんが、この前、昭和で火災の発生、誤報だったようにも聞こえましたけども、パチンコ屋さんうんぬんで井川の有線とかで話していたので、井川から電話入って、あんた方火事だったでねってというような話になったそうで、だから最初の3つの音ですか、あれだけは聞こえるんだけど、あと何しゃべっているか全くわからないんですよ。窓を開けても、外へ出ても。だからしゃべっているんです。この点、検証する気あるかどうか、もう一回。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 10番にお答えします。

もしそのようなことだとすれば、もう一度調査したいと、そう思っております。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） ということをお願いします。

次に、1の3です。危機管理上からのお伺い致しますけども、庁舎は行政報告で4階建て、アクセスにもそれなりにとありまして、図面を見ないと何とも言えませんが、議会にはこのような報告だけでと考えてちょっと残念ですが、建物の構造的要件を踏まえとありましたけれども、構造は耐震構造ですか、免震構造ですか、お尋ね致します。

○議長（千田正英） 趣意書にありませんので、答弁、当局の方でできません。

○10番（佐藤義久） いや、危機管理上、新庁舎の建設は耐震ですか、免震ですかって聞いているのに、なぜだめですか。

○議長（千田正英） 趣意書と通告書。

○10番（佐藤義久） 危機管理上からいって、今、建てようとする建物は耐震ですか免震ですかと聞いているのに、ですよ。

○15番（西村 武） 再質問というのは、1回目の答弁について納得できない場合はこの再質問なので、今その庁舎の問題は最初に答弁も質問もないので、これはできないと思ひますよ。その点を議長の方から指導してください。

○議長（千田正英） 通告書にございませんので、当局の方で答弁はできません。質問は、

質問順に質問を願いたいと思います。

○10番（佐藤義久） なぜ私これ聞いているかと言いますと、防災上も大事な建物であるという報告もありましたし、今、単純に耐震か免震かと聞いているのは、県が津波の発表してからいろいろ動く、防災的にも避難的にも必要なことは耐震か免震かの必要じゃないですか。みんな関連あるのじゃないですか。

○議長（千田正英） 市長。

○市長（石川光男） 今、議運の委員長から、再質問については答弁の意見の相違があった場合ということで、これは通告書にないと。そうすると、今聞きたいことはわかりますよ。私の方で答えると、前例になりますよ。あのとき答えたんじゃないかと。それどうしますか、我々もあなた方も。

○10番（佐藤義久） わかりました、わかりました。

○市長（石川光男） もう一つ、そういう大事なことは、なぜ通告して質問しないのですか。

○10番（佐藤義久） わかりました。

○議長（千田正英） 10番さん、質問の項目要旨に沿って質問をしてください。お願いします。

○10番（佐藤義久） わかりました。3の2で、津波対策は迅速に計画をと願っておりますけれども、先進地研修をされたらいかがですか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） できることなら先進地研修したいと思います。けれども、多分やれないと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） なぜでしょうか。やって、先々やっておいた方がいいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 先ほどの答弁は撤回させます。多分できないということはないです。必要に応じてやることはできるということにします。

○10番（佐藤義久） ありがとうございます。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） それでは、2番目の質問に移ります。男鹿の衛生センター関連です。

2の1の2についてでありますけれども、現在、昭和センターの委託契約経費はいくらでしょうか、お尋ね致します。

○議長（千田正英） あくまでも、先ほどあれですけども、質問の要旨と項目に従って質問をお願いしたいということを再三お願いしております。

○15番（西村 武） 議長、暫時休憩して、しっかり指導してください。質問要旨の範囲の中で当局に求めて、それで再質問と。そういうふうになってるから。

○議長（千田正英） 10番さん、いいですか、質問の項目と要旨に沿って質問をお願いします。そうでないと、この先、議事の進行に支障が出てきますので。

○10番（佐藤義久） わかりました。議長の指示どおりに行いたいと思いますけども、努力します。

なぜこれ何うかという、男鹿の負担金ですけども、まず男鹿市へ負担するのでしょうか、漁協に負担するのでしょうか。衛生組合に負担するのでしょうか、お答えください。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） お答えします。

前の行政報告でもあったように、男鹿市へ負担するということであります。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） 4款5目のし尿処理費として19節負担金出ておりますけれども、説明欄にはし尿等の搬入・処理負担金とあります。これでお尋ねしているのですけれども、そうすると事務組合に入るのが普通でないかなという感じがしますが、どうですか。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） し尿処理組合を管轄しているのが男鹿市でありますので、男鹿市とやるということであります。

以上です。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） わかりました。委員会の方で十分ご検討いただければありがたいです。

次に、昭和を休止した場合、杉山病院の関係が出てくると思いますが、これについて将来、男鹿の方へ25年4月をお願いすると言っているのですから、この辺精査してやっておりますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（千田正英） 先ほど質問の項目と要旨に従って質問してくださいということですが、全くこれは記載されていませんけれども、報告されていませんので、答弁はできません。ご理解いただけますか。答弁できません。10番、質問ありますか。再質問ありますか。

○10番（佐藤義久） いや、あの、25年4月に男鹿へ委託するという話を話していませんか。答弁したとかしないとかの問題でなくて、行政報告の中で25年4月には男鹿へ手続きを、順序を踏まえて男鹿へ頼むんだと言っているのですから、それに関連した質問はなぜできないのですか。私は今ははっきり言って、金のむだ使いでないかということをお願いしたいのです。去年もおととしも1,800万円も昭和、修理・修繕費をかけてリニューアルしたのか、車検取ったのかよくわからないけれども、そういうので実行しているのですから、もう5年も7年も延命は図られたと判断してどうですか。

○議長（千田正英） ただいまの10番さんの質問に対して、よくその通告にないものが質問されておりますので、今後、質問されるときには通告書に記載されて、当局の方に、議会の方にその質問書を提出していただきたいと思います。

10番。

○10番（佐藤義久） 私は質問の中で、先の協議会で説明を受けた4年前ですか、5年前ですか、納得いくものではなかったと。今回どんな理由で男鹿へお願いすることになりましたかとお尋ねしているのですが、ちゃんと手順を踏まえて説明してやってきましたというのが、さっきの2回目の答弁でございませんか。それで、その答弁があったので費用対効果もあり、修理・修繕費でかなりかけて延命図られたのですから、なぜ25年4月にそれを休止して男鹿へ頼まなきゃいけないんですかと、男鹿へ頼むとすればいかほどの負担金が必要でしょうかとお尋ねしたかったのですけれども、これも一般質問でできないとすれば、あと答弁はいりません。委員会の方で十分検討していただきますので、私の一般質問は取り消しさせていただきます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、一般質問で10番さんは、行政報告でもこの25年4月1日から供したいということで350万円支出したと書いています。それになぜ杉山病院が連動してくるんですか、今の質問で。書いてないでしょう。

○10番（佐藤義久） 議長、休憩をお願いします。

○議長（千田正英） 議事運営の先ですので。

○15番（西村 武） 答弁はいりませんと宣言したのだから、次へ移ってください。ややこしくてだめだ。

○議長（千田正英） 次の質問。

○10番（佐藤義久） 議長、ちょっと、さっきの発言撤回して、答弁いりませんは発言撤回しますが、市長が350万円あれば男鹿へ頼めるんだからと、男鹿へ頼むには来年からいくらほどかかるんだと、私はそれを聞きたいんですよ。

○市長（石川光男） 書いてないですよ。

○10番（佐藤義久） 書いてないですよって、なぜ答えてくれないのですか。

○市長（石川光男） 書いてないものに答えるのですか。

○議長（千田正英） 関連質問は。

○10番（佐藤義久） 関連でも何でもないでしょう。男鹿へ頼むのにかほど負担金必要ですかって聞いているんだもの、関連ないわけないでしょう。

○議長（千田正英） 関連質問はだめですと言っているのです。

議事を進行します。次の質問に移りたいと思います。

○10番（佐藤義久） 議長の指示に従いまして次の質問ですが、佐渡町内関係ですが、これも秋田市へ、水道管を売却して2億円、この歳入と私が話した下水道工事は財布が違うという話でもありましたし、先ほど部長からも、縷々説明がありました。これは私が再三なぜこれを言っているかといいますと、佐渡は局長が答弁したとおり、町からかなり離れたということで下水道区域にした経緯もありますが、隣までできてきたということの懇願が地元からもあったかと思えます。そういうので、予算措置は市長の心の問題です。市長がやるという気があればやれます。だから質問に書いたのです。当委員会が、私は委員会の委員でありますから委員会で発言できるのですが、局長がさっき答弁したとおりのことを言われました。あえて一般質問に立ったわけです。市長の答弁、宜しく願います。

○議長（千田正英） 10番さん、市長がやると言えればできるということは、ちょっと、心の問題というのは、ちょっと行き過ぎた質問になると思いますので。

石川市長。

○市長（石川光男） 10番さんの再質問、市長の心の問題で何もできると。これは大間違いです。今、局長が答弁したとおり、国・県の補助金をいただいている、返還しなきゃならない、三千何百万かかる、いろいろな諸手続きを経て、それがマスターできれば心

の問題だろうけれども、はじめから心の問題としてできませんよ。法律、日本の国は法治国家なんです、我々も含めて。法に準則したものを我々はやるべき責任があると、そういうことです。心の問題は大事ですけども、すべてではないということです。

○議長（千田正英） 10番、再質問。

○10番（佐藤義久） 順序はわかりましたけど、市長が、いや、これは地域住民困ることだし、八郎湖の汚染問題も絡んでくるので、何とかできないかなということで事業実施に向けて指示すればできるというような考えで心の問題だということを行ったわけでして、以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（千田正英） これをもって10番佐藤義久議員の質問を終わります。

次に、14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） おはようございます。

日本共産党の藤原典男でございます。

通告に従いまして、これからの市民生活にかかわる点について、3点質問したいと思いますので、宜しくお願い致します。

1点目は、生活保護行政について伺います。

生活保護は、働いているかどうかにかかわらず生活に困ったとき、国民の誰もが憲法25条に基づいて権利として最低生活の保障を請求できる制度であり、基準に合っていれば平等に受けることができることを明記しております。

しかし、各地では生活保護が急増する中で、役所によって失業だけでは申請できない、求職活動が熱心かどうか審査の対象になるなど、働きたくとも働く場所がない状況を見逃し、違法な申請拒否をしている場合があります。しかし、生活保護法では、必要な場合に適用し、生活の安定を図ることが決められております。

保護申請を拒否され、様々な悲惨な事件が起きております。今年1月、札幌市白石区で40代の姉妹が亡くなるという事件が起きました。姉は昨年病死し、知的障害者の妹は凍死、両親は既に他界し、姉が失業中で妹の月額6万5,000円の障害年金が生活費でした。発見時にライフラインは止められ、冷蔵庫の中は空っぽでした。姉は3度も保護課に行き、相談に訪れ、窮状を訴えていましたが、保護課は「申請の意思表示がなかった」、「困窮はしていたが窮迫状態ではなかった」と答えたそうです。申請できることすら教えず、人権侵害が行われた結果ではないでしょうか。餓死、孤立死です。許されるものではありません。

厚労省は2008年（平成20年）3月の主管課長会議で申請時の取り扱いの考え方を示し、実施要綱に保護の開始申請時の項目を立てました。その中では、保護の相談にあたっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、権利を侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこととし、保護申請の意思が確認されたものに対しては速やかに申請書を交付すること、保護に該当しないことが明らかな場合であっても申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には、申請書を交付すること、渡すこととしました。また、扶養義務者と相談してからでないで申請書を受け付けないとか、相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請をあきらめさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害に当たる恐れがあるとしております。

以上の上記にわたる内容から、生活保護申請経理についての本市の見解、対応を伺いたいと思います。

また、芸能人の母親が生活保護の不正受給と国会やマスコミでのニュースで毎日のように騒がれた時期がありました。扶養義務強化の動きは、生活保護の運用にも影響を及ぼすものと考えます。保護は、原則として世帯を単位として決定されるものです。民法では親族間の扶養義務を定めており、仕送りの可否などの調査は行われておりますが、生活保護に対するバッシングは過熱化し、生活保護は恥、扶養義務のある三等親は無条件で養うべきという極端な論調に発展しています。いたずらに扶養義務を強化することは、親族間で申請者が厄介者のように扱われ、申請しづらい状況を生んでいます。日本の貧困率はOECD基準で16%で、年々拡大しており、約2,000万人いることは重大でございます。

質問の2つ目は、生活保護を受ける場合、親族からの扶養は条件ではない、これへの見解について伺います。貧困が進む中、扶養義務者と言われている親子、兄弟、姉妹のうち仕送りしているのは2%余りと言われております。親族が冷たいわけではなく、援助できない状況がこの中ではあると思います。

次に、2つ目の質問に移ります。健康診断と、その後の取り組みについて伺います。

市民が自分の健康に気遣い、楽しく生きがいのある生活を送ることは喜ばしいことであると思います。年々、市民の健康に対する意識も盛り上がりを見せており、行政報告にもあるように、昨年と比べ集団健診を受けられた方が159人増となったことが報告されましたが、これはこの間の該当年齢者に対する無料クーポン券の発行とか各町内会の啓蒙活動、職員の取り組みの成果と思い、喜んでおります。しかし、まだまだ健診を受

ける市民が8割、9割方になるためには、関係者の方も含め、もう一踏ん張り必要と思っております。

健診の結果が出て喜んでいる方、気を引き締めた方などいると思いますが、私は健診結果を受けた市民に対する今後の方針をお聞きしたいと思っております。

1つ目は、健診結果が治療を早急に行わなければならない方への対応と成果について伺いたいと思っております。

2つは、健診結果が生活指導を要する方への対応はどのようにしているのか。今後の方針について伺います。生活指導は、なかなか時間や意志疎通など集団的にやらなければ進まない実態もあるのではないかと思います。どのようにこの点についてお考えになるか伺いたいと思っております。

3つ目は、今言いました1番、2番、これを効率よく進めていくための体制をどのようにお考えなのか伺いたいと思っております。

大きな2番目の1つ目、人間ドックを希望する方が年々増えており、喜ばしいことですが、できるだけ市民の希望に沿うように人数枠を拡大する必要があると思われませんが、これについての見解を伺いたいと思っております。

次に、市民生活と改善された制度について伺いたいと思っております。

旧3町が合併して7年半にさしかかろうとしております。この間、新市において様々な市民生活の改善を行ってきました。合併前は旧天王町でしかなかった人間ドック受診の際の補助を全市に広げたり、葬祭費、これは斎場利用のことですけれども、葬祭費への全額補助、国保税から資産割を外すとか国保税・介護保険料の統一、今、進んでいる水道・下水道料金の統一とか、合併協定に基づく施策や二田街道の側溝のふた整備、旧天洋跡地の整備など、各町内会の要望の解決など取り組んでまいりました。道路整備や各集会所の改修なども数多く行ってきました。当然のごとく議会での議員の一般質問に答えた様々な取り組み、また、市独自の施策も行ってきたところではありますが、せっかくよい制度を作っても市民がわからなければ、知らなければ利用できなくて残念なことです。私はこのことについて、1つ目、潟上市で利用できる便利な制度、仮称ですけれども小冊子のこの施策ではないか、作ってもいいのではないかと思います。これについての見解を伺いたいと思っております。市民が生活全般にわたり困ったときや何か必要としたときなど、気軽にひもとける小冊子があれば、ある制度をうまく利用できると思っております。

2つ目は、その上で改善されてきた事項について伺います。これはいっぱいあるでしょうから、条例・要綱部分に限定して伺いたいと思います。

潟上市発足後、市民生活全般にわたり改善されてきた制度や要綱などについて、当局も議会も含めて改めて何が改善されてきたのかしっかり検証する必要があるのではないかと思います。例えば、最近の制度として小学校卒業までは所得制限なしに医療費の無料化に踏み切りました。好評の住宅リフォーム制度は2年半で1,100人以上の方が利用し、経済効果も16億円を超えていると言われております。国保では国保税の引き下げと国保滞納者であっても子供18歳までは保険証を発行する、子宮頸がんワクチンの無料化、不妊治療への補助の拡大、聴覚障害児への補聴器購入枠の拡大、水道加入金の減免制度、市営住宅家賃の減免制度の整備、介護認定による税金控除の簡素化、身体障害者の方の軽自動車税の減免申請の簡素化、高齢者非課税世帯の火災報知機購入への補助、人工透析する方への交通費の補助制度など行ってきました。制度にかかわるもの、これは条例なり要綱なりで決められていることですので、この部分だけにかかわる事柄について、広い分野にわたると思いますが、どのようなものが改善されてきたのか伺いたいと思います。

それから、3つ目は、今後、市として改善すべき点について伺いたいと思います。これは要綱・条例にかかわらず市民生活改善のために現在考えていることについて二、三あれば伺いたいと思います。

以上で質問を終わります。ご答弁宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 14番藤原典男議員の一般質問の3つ目「市民生活と改善された制度について」私から答弁をさせていただきます。

ご質問の1点目潟上市で利用できる便利な制度小冊子の製作について申し上げます。

このような小冊子に類似するものとして、市が行う業務・行政サービスについて、担当する部署や手続き方法を掲載した「潟上市ガイドブック」を合併前に全戸配布しておりました。本市も合併して8年目を迎え、市の施設や各種手続き・制度の変更もあり、ご提案の小冊子については、現在検討しているところであります。

その内容と致しましては、市民の日常生活に役立つ行政情報に加え、本市の歴史や名所、名産、イベント等の地域情報、医療関係や冠婚葬祭関係等の生活に欠かせない暮らしに直結した生活情報も掲載した生活便利帳として考えているところであります。

また、製作にあたっては、官民協働事業として地域行政情報誌製作の協定などを結んで、業者が生活圏域の事業所からの企業広告を募り、発刊経費を賄う方法もあります。これにより、市の財政負担の出動をしないで市政ガイドブックを製作できる場合があります。これらの製作方法を含め、依頼先の業者選定についても検討しているところでもあります。

ガイドブックの発刊時期については、平成25年度潟上市の事業内容を盛り込んで、新年度の発行を目指して検討してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、改善されてきた事項、条例、要綱部分に限定してについてお答えを致します。

条例や規則、要綱等はそれぞれの施策を実施するための根拠となるもので、必要に応じて条例等の改正、制定を実施し、藤原議員のご質問にあるように住宅リフォーム制度をはじめ様々な施策を展開してきております。

このような施策を実施するため新規に制定した要綱等は、平成23年度までで約200本に上り、藤原議員がご質問の中にて紹介いただいた以外にも子ども安全連絡網システム要綱や潟上市がん検診精密検査助成金交付要綱、営農維持推進助成金交付要綱等々、様々な分野で各種施策を進めてきております。

条例の制定や一部改正には議会の議決が必要であり、各種事業を実施するための予算も議会で議決された後、根拠となる要綱等を制定し、初めて実施できるものであります。

今後、これまで行ってきた事業や様々な取り組み、市独自の施策についての詳細は、より多くの市民の皆さんに活用していただくよう、広報・市のホームページにて周知を図るとともに現在改訂を検討中のガイドブックの中で紹介してまいります。

ご質問の3点目、条例、要綱にかかわらず、今後改善すべき点について、現在考えていることについてであります。福祉や教育、道路整備や生活環境など様々な制度の施行については、国や県で定められる上位法や市独自で定める条例・要綱に基づき粛々と実施しており、また新たな制度が始まる場合は、速やかに議会にお示しし、市民に対しても丁寧に周知するよう心がけているところでもあります。

条例や要綱だけでは改善できないもの、行政だけでは改善できないものも多くあるものと理解しております。

具体的に申し上げますと、ご質問のとおり旧3町が合併して8年目を迎えておりますが、人と人、心と心が一つになり自分たちの生活の中で解決しなければならない課題や

問題などは行政だけの力では如何ともし難いものだと考えております。6月定例議会において可決されました潟上市自治基本条例に示されているように、市民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を適切に分ち合い、お互いに協力して課題解決に取り組んでいくことが重要であると考えております。

組織としての合併は、新庁舎が完成することにより熟度を増すことと思っておりますが、人と人、心と心の合併は、いまだ道半ばであると認識しております。市政を司る最高責任者として、今後とも市議会議員各位のご協力を得ながら、真摯な姿勢で市民の目線に立った行政運営を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原議員の質問の1つ目「生活保護行政」についてお答え致します。

生活保護申請があった場合、保護の要件とは関係なく申請権を保障しなければならないとの見解についてお答えします。

福祉事務所への生活保護の相談、保護申請があった際は、保護担当者が保護のしおりに基づいて生活保護の中身について懇切丁寧な説明を行っております。

保護の相談にあたっては、相談者の申請権を侵害せず、申請権を有する方からの申請の意思が表明された場合は、福祉事務所として保護申請書を交付しております。

保護申請者が気軽に相談できるよう、社会福祉課カウンターの目のつくところには保護のしおり、申請書を常時備えてもおります。

生活保護運営方針と致しましては、新規開始時のほか、継続ケースについても生活保護制度の周知を徹底し、収入申告義務の履行等に努めさせるとともに、就労可能と判断される方については、ケースワーカーや就労指導員が訪問時に就労指導を行っております。

また、処遇困難なケースについては、事務所全体でケース診断会議を開催し、職員が共通理解のもと、組織的な対応を図っているところであります。

平成24年度7月末現在の保護状況は、404世帯577人、保護率は16.9‰で、人口1,000人に対して16.9人が保護受給者となっております。

次に、保護申請における親族の扶養義務についてお答えします。

民法では、親族間の扶養義務が定められております。このことにより生活保護申請が

なされた場合、生活保護法により扶養義務調査を行っております。

当管内においても扶養義務者による仕送り等、援助者は2%程度になっております。

質問の2つ目、健康診断受診後の結果に対する対応についてお答えします。

1の健診結果で治療を早急に行わなければならない方とは、一つに、がん検診で急を要する場合、2つ目に、特定健診での健診結果の数値が正常範囲を大幅に超えて、すぐにでも受診が必要な場合の二通りと考えます。この両方につきましては、健診後数日で健診機関から市に連絡が入る仕組みとなっておりますので、すぐ保健師が結果を持って訪問をし、早期受診に結び付けております。

がん検診精密検査が必要な方については、平成22年度より、胃及び大腸がんの精密検査費の助成事業を行っており、この助成事業を始めてから、胃がんは21年度72.3%から23年度83.5%、大腸がんは61.8%から70.8%に、精密検診受診率が大幅に向上致しました。24年度からは、精密検査受診率の低い前立腺がん検診についても精密検査の助成対象として実施しているところであります。

2つ目の健診結果から生活指導を要する方への保健指導については、特定健診で生活習慣改善の必要ありと判断されると、改善の必要性の高い人から積極的な改善に向け、保健師が訪問して、結果の説明や指導を行っております。

日中の訪問は、なかなか本人と会えないという課題もありますが、根気よく取り組んで、面会できなければ電話や文書、あるいは家族と面談することなどで本人との接点がとれるよう配慮しているところであります。

集団的に行う指導については、各地区に出向いて行う教室等を実施しており、23年度は211回実施し、4,112人の方のがん予防や生活習慣病などの講話を行っております。

3の効率よく進めていくための体制については、一人でも多く受診していただけるよう、医療機関で受診する機会を広げるため、医療機関の数を増やしたり追加の集団検診を実施するなどして、市民にとって「健診を受けやすい体制づくり」を整備しております。

また、病気の早期発見・早期治療に向けては、精密検査を受診しやすい体制づくりとして、精密検査にかかる医療費に対する助成をすることで精密検査受診率が向上します。この実績を踏まえて、今後も助成事業を進めてまいりたいと考えておりますが、また、健診結果を生活に生かしていくための体制として、個人が取り組むもの、市が果たす役割を明確にし、生活改善を実践するための個人の支援及び集団への働きかけを進めてい

るところであります。今後も健診から健診後までの一連の体制を効果的・効率的に進めてまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 一般質問の2つ目の（2）人間ドックの人数枠拡大の今後の取り組みについてお答え致します。

市では、国民健康保険に加入している30歳から74歳までの方を対象に人間ドックを実施しております。1泊と日帰りの2種類となっており、それぞれの医療機関と契約の上、健診料金の3割を受診者から自己負担していただき、7割分を市が補助しております。

例年、8月1日号の市広報に受診希望者の募集を掲載しておりますが、事前の問い合わせが多いことを考慮すると、市民の健康に関する意識が向上しているのではと感じております。

市民の希望に沿うよう人数枠を拡大する必要があるのではとのご質問ですが、24年度は1泊、日帰りとも5人ずつ枠を増やしております。今回募集した結果、日帰りドックにおいて多数のキャンセル待ちが発生しております。今後の人数枠の拡大につきましては、医療機関の受け入れ体制が優先しますので、市としまして引き続き人数枠の拡大及び受診しやすい環境を検討し、医療機関との折衝を図ってまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） まず、生活保護の1番ですけれども、申請に対する対応ですが、今やはり大変な日本も恒久的な貧しい貧困のやはり世帯がかなり増えていまして、210万人と言われておりますが、ただ、保護を必要とする方はまだかなりおりまして、必要な方は2割で、残りの800万人がまだ申請されていない、放置されているままとということです。その上で、この申請について丁寧に説明しているという話聞きましたけれども、職権による申請ということもあるわけです。例えば補助金は何もない、それからライフラインも止められている、そういう状況を申請しなくても相談に来た時点で職権による保護、そういうことも私は必要だし、それが生活保護法の第1条で最低生活保護義務ということで決められていますので、そのことについてはそういう取り組みをしているのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原議員の質問にお答えします。

市には、それこそ福祉関連、あるいは包括支援の方にも様々ないわゆる相談が寄せられます。その中でもそういう緊急度、あるいは生命に危険を感じる、そうした場合には、その保護が必要な場合は保護をしているという状況にあります。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） わかりました。

それでは、申請の具体的なことですが、申請という言葉がわからないという人もいますよね。相談、相談ということで「申請」の言葉が出ないから申請を受け付けないということもいろいろ全国の中ありますので、「申請」という言葉が出なくても相談の中で、お話し合いの中で、これは保護に値するんだよという場合は、その意思表示をもって申請しているんだよ、きたんだよということではとらえているのかどうか、ここが大事だと思うんです。

それから、例えば保護を受けたときに住宅扶助とかありますけれども、それから稼働能力ということで求職活動、これは働ける力があるからもう少し就職活動しなさいということで追い返して、何回も追い返したりして受け付けないとかそういう場合もありますし、また、今入っている住宅が高いから、もっと安い住宅を探してからでないか受け付けないとか、そういうこともありますけれども、それは前にも言ったように生活保護法第7条でいう、これは申請の権利侵害ということですが、この件についてはどのような取り扱い、見解を持っていますか。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 申請のとらえ方、相談のとらえ方ということですが、その前段として、今、藤原議員の方から全国的な事例として、窓口に来た方を追い返す、あるいは受け付けないという、こういう状況もお話されていましたが、本市においてはそういう状況ではないということをもとにご理解いただきたいと思います。

申請に来る場合についても、言葉が出ないというよりも、その状況に応じていろんな方から、やはりその相談に来る方々は指導なり、その保護に対する考え方というものを理解しながら来ている方も多いわけです。わからない場合についても民生委員の方々がその対応したりしている部分もありますので、申請、相談、この分については私どもは特別混同したものの考え方をしていません。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 1番についてはわかりました。今後もそのようにやっていただきたいということでございます。

それでは、2番のところ、扶養義務について伺いますけれども、なかなかこの扶養義務といっても嫁いだ先の娘の家族から仕送りできないかとか、兄弟から仕送りできないかといっても、大半の、大金持ちでない限り普通の家庭だとすれば、もう共倒れということもありますので、それで状況もいろいろあると思うのですが、民法では確かに調査するということがありますけれども、私がここで言いたいのは、まず保護を受けると、受けさせる。それで余力のあるまず親族の方がいれば、それはそちらから補助を受けるということは一向に差し支えはないと思うのですけれども、扶養義務をつけないと受け付けないよとか、そういうことはやっていないと思うのですけれども、その点についてはどうですか。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 扶養保護者の扶養の関係ですけれども、民法にその扶養の義務が規定されています。私どもは、その申請を意思表示された分についてそれを受理し、そしてその段階でケースワーカーが本人の状況というものを確認し、その中での扶養の関係もまた状況確認すること、そこの分については、もちろんいわゆる生活保護自体が最後のセーフティーネットと言われるようなことでして、いわゆるその負の連鎖が続かないようなこと、これも行政課題の一つと考えていますので、そこについてはそれこそ厳な規定はしていない、いわゆるその状況に応じて対応しているということです。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 仕送りをするもしないも親族次第だということもありますし、それから、親族関係のねじれによって、こじれによっていろいろな状況もあるということはおわかりだと思うんです。それで、例えば大金持ちの方が親族にいた場合は、生活保護法第77条で、その扶養できるかできないかということを調停する家庭裁判所ということもありますけれども、これについて必要であれば申し立てるということ是可以すると思うのですが、これはまだやったことはないと思うのですけれども、そういうケースがあった場合は、そういうことはやりますか、どうですか。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 生活保護法77条の中での、いわゆるその費用の徴収という、

この項目なわけですけれども、本市においてはその部分を適用した事例はありません。

(「通告にないものに答えなくてもいい。」の声あり)

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） これ今、通告にないと言いましたけれども、これは扶養義務についてのあれですよ、規定を今お話したんですよ。誤解しないでください。

それから、次の健康診断のことについて伺います。

がん検診、それから特定検診についての受診が今ずっと受診率が上がってきたということなんですが、この急を要する方については具体的にどのように、何人で訪問しているのかというところはやはり重要だと思うんです。時間がいっぱいかかりますと、なかなか急を要しないというか、必要なだけけれども、その点についてはどうなっていますか。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 保健指導の方の関係についてお答えします。

24年度のいわゆる健診結果から急を要する部分については、特定検診で1例、がん検診で1例いました。それは、それこそ数日のうちに医療機関での受診の方向を指導し、対応しているという状況です。

通常のコレクティブ健診からその指導を要するという方については、1つには、それこそ緊急を要する方について6カ月間のいわゆるその個別指導ということで進めています。また、あと指導状況の中でメタボ的などころでの項目が何点か引っかかっているという方については、集団の学習会等々、指導をやりながら対応しているという状況です。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 1番についてはわかりました。

2番についてなんですけれども、かなり4,100人ほどの方が講座というか受けたということで喜ばしいことなのですが、私はちょっと提案ですけれども、健診の結果の中に、例えば高血圧の方とか肝臓の方とかということで、一緒でもいいし分けてもいいのですけれども、あらかじめこういう講習ありますよ、何月何日どこでありますよということと健診結果と一緒に入れたら、すぐこの生活改善に役立つからということで行くのじゃないかと思われましてけれども、そういうことも含めて私は対応としてはやっていくべきじゃないかと思うのですが、その点についてはどうですか。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原議員の質問にお答えします。

健診結果とあわせて、その集団の学習会、指導会というものの周知をしていくということですが、私ども健康生活推進協議会等々の組織も活用しながら、その点の周知を図りながら進めているという状況です。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） あとは大きな3番目、市民生活の改善された制度について伺います。

1つ目、潟上市で利用できる便利な制度の小冊子ということで回答がありました。合併協が中心になって、合併時にこういう制度がありますよという市のいろんな概要も含めながら、それ以降まず発行しておりませんでした。先ほどの答弁では改めてまた今時点でのものを作ると。これちょっと私聞き漏らしましたが、来年度作るということを目指しているということですか。私はこういうものはやはり必要だということで、今検討しているようで、私はいいなとは思うのですけれども、来年度ということなんでしょうか。ちょっと聞き漏らしましたので。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 新年度発刊を目指しています。新年度、25年度。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） これについては了解致しました。

それから、2番、改善されてきた事項について、条例・要綱部分に限定してということで、あれもこれもということで述べてもらいたかったわけなのですけれども、しかし、要綱だけでも200以上やってきたということであれば、この場では時間がないので、その冊子が、冊子というかガイドブックっていうんですか、それができた時点で見れるということを楽しみにしておりますけれども、ひとつ漏れのないようないろんな冊子、本というか作っていただきたいということで、この要綱、具体的なものについては200もあるということですから、この場であえてそれ以上はお聞きしません。

でも、大分頑張ってきたなという感じはします。

それから、3つ目は改善すべき点について伺いますけれども、二、三お伺いしたいということですが、具体的なものがちょっと回答の中では出なかったもので、ちょっと二、三、こういうことを考えているよということがあれば再度質問したいのですけれども、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 幸村企画政策部長待遇

○企画政策課長（幸村公明） 2、3、具体例を申し上げてほしいというご質問であります。いろいろその都度議会の皆様に内容が確定した場合、お知らせ、あるいはその事前にご協議しておりますし、今現在も自治基本条例等によりまして、これからまた定めなければいけないものもたくさんございます。具体的にとあっても、その個別のものはまだないのですけれども、この後、議会、行政、市民とあわせてそういうものを作り上げていきたいということで、ご理解いただきたいと思っております。今は環境基本条例の方を作っているという状況です。

○議長（千田正英） 14番。

○14番（藤原典男） 今の時点では考え中ということですね。

これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質問を終わります。

暫時休憩します。11時30分から再開します。

午前11時23分 休憩

.....
午前11時30分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

18番藤原幸雄議員の発言を許します。18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） 9月議会に際しまして、一般質問の機会を与えていただきました千田議長はじめ同僚各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

また、傍聴者の皆さん、本当に御苦労さまでございました。

時間もございませんので、私から簡潔に申し上げますので、ひとつじっくり聞いてください。宜しくお願いします。

一般質問の通告書に従って申し上げますので、ひとつ宜しくお願い致します。

市長の政治姿勢について。

その（1）は来春の市長選、いわゆる3期目に出馬のご意志があるのかという質問でございますが、これは昨日、3番さんに市長が答えておりますが、今朝ほど私にも電話来まして、少々市長は消極的な答弁でしたねということでございましたので、このことを申し添えておきます。

それから、（2）で出馬を前提に主な施策をご提示いただきたいと。

それから、大きな2番目として、都城市とのいわゆる「姉妹都市」と書いておりますが、最近でいえば「友好都市」となっておるそうでございますので、その辺ひとつご理解いただきたいと思っております。

姉妹都市提携により、特産品の混合販売と大震災等に物資の提携と安定的な生活が可能になると思っておりますが、いかがかと、こういうことでございます。

まず最初に、来春の市長選3期目に出馬のご意志はあるのかということでございます。

平成21年の市長選では、多くの市民並びに市議会議員の温かいご協力とご理解のもとに、予想もしなかった無投票当選に輝きましたが、それだけに責任もまた重かったのではなかったかと推察するものでございます。

石川市長は、今日まで対話をふれあいを怠ることなく行政運営の基本とし、潟上市のあるべき市勢を見きわめ、活気あふれるまちづくりに取り組んでまいりました。いろいろ課題はある中で少子高齢化への対応、地域再生や行財政改革への取り組み等も課題の多いことも実感しています。人と地域、行政が一体となって市民一人一人が生きがいを持ち、より心豊かな地域社会の実現を目指して、市当局一丸となって総力を結集してご努力されたことは賞賛に値するものであります。

石川市長が平成21年の改選時に主な公約、課題に取り組んできましたが、一つは地域再生事業でございました。食と交流をテーマとして天王グリーンランド内に直売所を平成23年春にオープンされました。これもまさに公約の一つでございました。

また、2番目として新たな都市計画の策定については、平成23年を目処に都市計画を見直し、良好な土地利用による地域発展につなげていくことを約束しましたが、十分とはいかないにしても実現することができました。

3番目として、幼稚園・保育園の一体化への取り組みについて、出戸認定こども園を整備しました。

4点目には、今、市民から注目を浴びておりますところの新庁舎建設については、合併協での確認事項である新庁舎建設に庁舎建設検討委員会からの基本構想の報告を受け、具体的に取り組み、検討に入りましたが、議会で若干の紆余曲折があったものの、ここまで進んだことは、粘り強く努力された石川市長の執念の賜物と存じます。継続は力なりと申します。新庁舎建設は道半ばまでも到達していません。石川市長の再出馬は、多くの市民より当然のように言われているようでございます。厳しい社会情勢の中、地域市民の視点に立った政策運営が求められていると思っております。誇りある潟上市創造のため、

引き続き市長選に出馬するよう強く望むものでございます。何卒慎重にご検討の上、決断いただきたいが、前向きのご答弁をお願いするものでございます。

次に、大きな2番目でございます。出馬を前提に主な施策は。

次期市長選へ出馬することを強く望みますが、出馬を前提に3期目に挑戦する最大の抱負と施策のご提示を求めるものでございます。

出馬することを強く望みますが、新庁舎の完成と継続事業の上下水道事業以外の当然ながら大局的に平成21年の出馬のように公約された政策的公約があろうかと思えます。何点か述べていただければ、市民から安心して舵取りを任せられるものと思えます。もちろん国・県との連携も重要でしょうが、ひとつ宜しくお願いします。

いずれにしましても本市の安全・安心・安定と飛躍発展に全力投球を心よりご期待するが、その決意と政策を述べていただければありがたいと思えます。

大きな2番目として、潟上市との友好、いわゆる姉妹都市と書いておりますが、友好提携についてお伺いするものでございます。

去る7月11・12・13日、2泊3日で総務文教常任委員会が九州の霧島市と都城市へ研修へ行ってまいりました。一昨日、視察研修報告を申し上げたとおりでございますが、1日目は夕方、都城市で産業建設常任委員会と合流をし、大変なおもてなしをいただき、今でも思い出に残る交流を深めて帰ることができました。これもひとえに農聖石川理紀之助翁の架け橋で、今でも地域住民から尊敬されています。特に山田町の多くの方々から想像を絶する行動で、ただただ驚嘆するのみでございました。市の一角に石像で石川翁の経済の明言「寝ていて人を起こすことなかれ」、まさに率先垂範でございます。真新しい石碑に建立された、さらには子ども向けに山田のかかしの会を設立し、地元潟上市以上の行事を展開していることに恐縮をして帰路につきました。これらのご縁で昨年オープンした食菜館くららに副市長、今の都城市の副市長、商工会頭も参加され、以来、特産品の交換もされておるようで、互惠の観点からも大変望ましいことだと思えます。

また、めったにない大災害が発生時には、お互いに助け合うことが大きなメリットがあると思えます。何卒建設的にご検討賜りますよう、心からお願いを申し上げ、ご答弁をひとつ宜しくお願いをし、第1回目の演壇からの質問にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 18番藤原幸雄議員の一般質問の1つ目「市長の政治姿勢について」

お答え致します。

1つ目の来春の市長選3期目に出馬の意志はあるかにお答え致します。

昨日の児玉議員への答弁と重複致しますが、これまで2期約7年半にわたり新市潟上市政の舵取りを担う職責を全うすることに全力を傾注してまいりました。1期目は心の合併を掲げ、新市の一体感の醸成を、2期目は潟上市民であることを誇れるまちづくりに主眼を置いて各種事業を展開してまいりました。

この間、議員各位はもちろん、多くの市民や各種団体の皆さん、職員の方々からご指導・ご支援をいただいたことは、私の大きな財産と考えております。

潟上市誕生に責任を有する者の一人として、これまで合併時における課題解決とまちづくりに鋭意取り組んでまいりましたが、合併時における課題を解決したもの、いまだ解決に至らないもの、また、本市にも例外なく訪れた人口減少と少子高齢化時代、地方主権改革の進展、長引く景気低迷など、本市を取り巻く社会経済情勢の変化には、間断なく対処していかなければならないことを十分認識し、市勢の発展に努めているところであります。

先の定例会で本市自治の推進における最高規範、潟上市自治基本条例を議決いただきました。本条例は、市民参画と協働により市民自治のまちづくりを一層推進しようとする趣旨であります。今後の潟上市政運営は、この条例の理念に沿って施策・事業を確実に推進していく必要があるものであります。

このような中、市内各所より、再度出馬してこれに当たるべきが責務であるとの声が寄せられております。潟上市のまちづくりを安定的にさらに発展させていくために、私自身何をすべきか、私のできることに、身の処し方について熟慮を重ね、結論を見出したと考えておりますので、今しばらくのお時間をいただきたいと思います。

2つ目の出馬を前提に主な施策はとのご質問につきましては、施政に身を投ずる者すべて出馬にあたっては、その決意とともにマニフェスト、選挙公約をお示しすることは当然の責務であると思っております。

藤原議員からは前向きな答弁をお願いされておりますが、本来、私の得意球はストレートであり、昨日の児玉議員同様、変化球を投げ返すようで恐縮ではありますが、今しばらくお時間を貸していただきますよう、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） 一般質問の2つ目「都城市との姉妹都市提携について」お

答え致します。

姉妹都市につきましては、一般的に市民の文化交流や親善を目的として、提携した都市・自治体同士の関係を指す言葉であり、先ほどご質問の中にもありましたとおり、友好都市、または親善都市などとも呼ばれております。

さて、本市と都城市とは、昨年、食菜館くらのオープンをきっかけとしてさらに交流が深まり、昨年5月には「みやこんじょ復興祭り」に招かれての郷土の芸能「新関さら」の披露、また都城市からは、今年の1月に「山田のかかし笑劇団」一行8人が潟上市を訪れるなど、交流の輪や絆は目覚ましいものがあります。

財政規模、人口においても格段に異なる2つの市が、このような親愛を持って交流できるそのきっかけは、何と云っても郷土の偉人石川理紀之助翁の縁で結ばれたものでございます。

皆様ご承知のとおり、石川翁が都城市旧山田町を訪れ、6カ月の滞在期間の中で、農事指導や早寝早起きなどの生活規律など、住民たちの指導に励み、地域の農業振興に尽力されました縁がもとで、現在は遠い距離を心でつなぎ、お互いの特産品などをやり取りする産地間交流が行われることになったものでございます。

都城市との姉妹都市提携については、今後とも石川翁が橋渡しとなった歴史的背景をもとに交流を深めていく中でお互いの自治体にとって、より深い交流関係を築き、地域の活性化を目指す中で、産業や文化、行政や市民などの交流によって具体的な提携に向けた動きが生かされるものと思います。

また、これまでのつながりにより、地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、備蓄物資の提供や職員の派遣などを実施し助け合うため、災害時相互応援協定を結ぶことも考えられますが、距離的には離れていることもあり、即応性のある対応ができる場面は少ないとは思いますが、心の通う提携も含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 18番、再質問ありますか。18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） 第1点の市長の政治姿勢、いわゆる来春の市長選に出馬されるのかということで、先日私も一般質問で申し上げましたが、3番さんに答えたとおりで、ほとんど進んでおりませんが、一晩寝たところでそんなに変わるものではないと言えればそれまででございますが、私なぜ今、再質問したかと言いますと、今から4年前であれ

ば、この9月議会できちっと答えています。石川市長は9月議会です。もちろん来年の4月選挙だということがわかりながら、私も豪速球で投げますので、ひとつバントとか振り逃げしないで頑張ってくださいと申し上げました。今でも記憶にございます。それが今になって、先ほど石川市長、あるいは前日、児玉議員からも申し上げましたが、今、庁舎問題が一番課題にあるわけでございます。これがまだ道半ば以下でもございます。そういうことから致しまして、このいわゆる石川市長には、それなりの大変ご難儀をかけるわけでございますが、やはり責務というものもあろうかと思っておりますので、この点についてまだやり残した仕事もあるということでございますが、昨日も児玉議員に前向きにひとつ検討させていただくということで私も半分ぐらいは安心をしていましたが、14番の藤原典男議員へのご答弁の中で、後半で大変懇切丁寧なる、いわゆる今後とも市民の目線に立ってうんぬんと申されましたので、私は熟慮された後に是非出馬するのではないかなと考えておりますが、今になって、今から4年前と違って、今朝の新聞にもございましたけれども、支持者の皆さんとご相談をしなければと、当然そのこともあるでしょう。あるでしょうが、今、現にやらなければならない問題が控えている中に、こういうちょっと言葉悪いのですが消極的なご答弁で、私にも今朝ほど市民から何人から電話来ましたので、この辺も幸雄、必ず聞いてくれよと言われましたので、市長に再度お伺いするものでございます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

昨日の3番児玉議員の質問と同じようであるようで恐縮ではありますが、まだ支持者とはまだ1回も話し合っておりません。ですから、今後このような質問を受けて支持者と相談すると。実は18番さんにも電話あったそうですが、私にも今朝、愛犬の散歩から帰ってきてから携帯電話と普通の電話、じゃんじゃん鳴りっぱなしでありまして、取ってみると、やはりなぜ明言しなかったかと、支持者とは誰だと、俺方が一番支持者だというお叱りを受けましたが、それはさておいて、やはり今後、支持者とよく相談しながら前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） わかりました。これ以上の答えは出ないと思っておりますので、次に移りたいと思っております。

都城市とのいわゆる姉妹都市じゃなく、今は友好都市、あるいは親善都市というそう

でございますが、もちろん先ほど当局から申されましたように、人口規模、あるいは財政規模には大変大きな開きがございます、対等で対応するというのはなかなか厳しいと思いますが、今、先ほど一般質問で申し上げました、あるいは当局からもお答えができましたが、去年のいわゆる食菜館くらのオープンのときに、わざわざ副市長、あるいは商工会頭が来まして、いわゆるくらの発展を祈るという、あるいは激励の言葉をいただきました。最近になって市長が、このような牛肉のいわゆる9月29日にやるよと、いわゆる食菜館くらでやるということを非常に意義もあるし、あるいはこの親善交流といいますか友好的な交流を結ぶことによって、提携することによって、私は遠方から潟上市がいわゆる都城市とこういう連携を結んだよということで、かなりのいわゆる観光客といいますか、その方々も来ると思います。だから、まさに相乗効果は私はあると思いますが、石川市長からその点、部長もあれだけども、石川市長からもこの点ひとつ率直にお答えいただければありがたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） お答えします。

友好都市、あるいは姉妹都市ということは、同じような趣旨だと思いますが、私、長峯市長さんとはまだ会っていないんです。市長会等々で、相手の方も潟上市長を探したけれども会えなかったと。いずれ長峯市長さんと直接お会いして、感触とかそういうようなものをある程度、普通逆らしいのですけれども、事務方で詰めていってトップ会談ということになります。私は長峯市長と一度お会いしてから考えてみようかなと思っていますので、そのときまで少しお待ち願いたいと思います。

なお、着々とそのお互いの協定は別にして友好関係を結ぶ事業については、着々と進めてまいりたいと思っております。

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） 大変前向きなご答弁ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、我が潟上市では特産品として梨とか、それからお酒、佃煮がございます。向こうは、向こうというか都城市は焼酎が有名だということで、私ら焼酎も、私は酒飲まないけれども同僚の皆さんが焼酎がうまいうまいと言いましたけれども、この際申し上げますが、石川市長からも特段のご配慮をいただいて、向こうの方へお酒をやったら、いやあこれならやはり焼酎以上にお酒がおいしいねということでごちそうしたわけでございますが、この際にその物流の交換といいますか、こういうこと

もやることによって、非常にお互いに、いわゆる互惠の関係があるかと思えます。市長から大変この前向きのお話をいただきましたので、これ以上はとやかく言うわけではございませんが、機会があれば事務当局からでも、まずどっちから早くというよりも、やはりこっちの方からひとつ宜しくと言った方がかえっていいんじゃないかなと思うけれども、この点について、くどいようですが市長からひとつ再度検討するというところをお約束していただければ、検討することをお約束することが大変意義があると思えますので、ひとつ宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 検討します。

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） 終わります。

○議長（千田正英） これをもって18番藤原幸雄議員の質問を終わります。

お諮りします。昼食の時間に入りますが、一般質問を続行よろしいですか。

（「続行」の声あり）

○議長（千田正英） 引き続き一般質問を続けます。

次に、5番菅原理恵子議員の発言を許します。5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 傍聴者の皆様、早朝より御苦勞さまでございます。

私からは、大きく2点について通告書に従って質問させていただきます。

1つ目、新庁舎建設についてでございます。

市長の行政報告により、新庁舎基本設計に市民の方々からの意見を反映できるように基本設計市民委員会を設置し、市民の意見を取り入れていく方針を表明しております。これは市民、議会、当局が三位一体となって新庁舎建設に取り組んでいくという、理想的な構想をお示しになっておられ、とても喜ばしいことと存じます。

また、階層は内閣府が示している津波避難ビル等に係るガイドラインの構想的要件を踏まえ、近隣住民等の避難ビルとして活用、総合的に判断して4階建てとした基本設計も提示されました。3階建てから4階建てに変更されたことは、とても重要なことと存じます。そこで市長にお伺い致します。

（1）と致しまして、ヘリポート設置について。

本市には既に何箇所かのヘリポートがありますが、津波対策として避難所となり得る新庁舎屋上にヘリポート設置のお考えはおありでしょうか。

(2) 番と致しまして、「動線について」と書いておりますけれども、先日、同僚議員よりアドバイスをいただきまして、「道路網について」に変えさせていただきます。

避難所となり得る新庁舎へ移動するとき、一刻も早く避難するために自家用車で避難する人は数多くいらっしゃると思いますが、動線を、道路網を増やすお考えはありますか。

大きな2番目と致しまして、学校生活についてでございます。

学校教育に携わってくださっておられます、すべての関係者にご尽力いただいておりますことに対しまして、感謝と敬意を申し上げます。

今、教育現場でクローズアップされている一つに、いじめ問題があると思います。

文部科学省では、いじめ問題に関する基本的認識の一つに、子供の悩みを親身になって受け止め、子供の発する危険信号をあらゆる機会をとらえて鋭敏に感知するよう努めることが求められています。

一方、家庭教育のあり方に大きなかかわりを有していること、いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う、いじめの基本的な考え方は、家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼にもとづく厳しさ、親子の会話やふれあいの確保が重要であるとされております。心のケア等に関しましては、児童生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や養護教諭等の連携を積極的に図ることとされています。子供の人権を守るため、本市でもオンブズパーソン制度を取り入れていってはいかがでしょうか、教育長にお伺い致します。

(1) と致しまして、いじめについてでございます。

いじめがあるかどうか把握はしておりますか、あれば人数は何人でしょうか。あったとしたら、いじめ対策はどのようなになっておられますか。

(2) と致しまして、保健室登校者は教室に行くことができずに、保健室への登校者は何人か。教室に行けない理由は把握しているのでしょうか。

(3) と致しまして、スクールカウンセラーについて。

多感な思春期、カウンセラー室に行くことができず悩みを打ち明けられない児童もいるのでは。教室等に出向いて児童の様子を見ることなどはあるのでしょうか。

(4) と致しまして、オンブズパーソン制度について。

河西市等で取り入れております一人一人の子供の人権を尊重し確保することを目的と

する制度を、本市も取り入れてみてはいかがでしょうか。

以上、2点についてお伺い致します。答弁のほど、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。幸村部長待遇。

○企画政策課長（幸村公明） 5番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「新庁舎建設について」お答え致します。

ご質問の1点目、新庁舎屋上へのヘリポート設置についてお答え致します。

津波災害時に新庁舎屋上が避難場所となり得るように考えているところではありますが、近くにありますサッカー場を災害時にヘリポートとして使用可能とも考えておりました。

しかし、ご質問にありましたように、津波災害時に庁舎が長い時間孤立した場合を想定してみますと、ご提案にあります新庁舎屋上へのヘリポート設置の必要性が増してくるものと思います。

ヘリポート設置の場合、屋上へさらに台座や構造上の強化等も必要となることから、財政的負担も伴ってまいります。概算では1億5,000万円ぐらいの経費の割り増しが見込まれておりますが、有事の際を考慮致しましてヘリポートの設置の可否について検討してまいります。

ご質問の2点目、避難所となり得る新庁舎へ移動するときの動線、道路網についてでございますが、将来的にはグリーンランド前交差点から200メートルほど秋田市寄りに、市道追分下出戸線から県道秋田天王線へ抜ける都市計画による道路計画がございますが、動線、道路網については、昨日の一般質問にもお答えしておりますが、建物の配置計画が決定した後に基本設計、実施設計の段階で検討致しまして、今後議会の皆様とも協議してまいります。

以上でございます。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） それでは、5番菅原理恵子議員の2つ目の「学校生活について」お答えを致したいと思います。

まずはじめの、いじめがあるかどうかの把握しているか、このことにつきましては、昨日の議員さんと重複するところがありまして、割愛のところになると思いますが、簡単に市内の3校で11件があったということでございます。ゼロであっても我々は必ずあるのだという思いの中で各学校には確実にそういう姿勢で、例えば隠さないようにとか、いろいろそういうところを強く望んで学校の方に連絡するところでございます。

それから、いじめを認知した場合の対策についてでございますが、これについても昨日お話をしたところでございますので、実は昨日ですか、新聞の方に国が総合的ないじめ対策を発表するというところでございますので、参考になれば魁新報の新聞でございました。その中で文部科学省では、この対策として国が積極支援、あるいは積極的な役割を果たすということを申しております。教育委員会や学校への関与を密にし、国の体制を強化するということを言っております。そういうことで、今までは文科省もなかなか乗ってこなかったところがあります。このように、昨日も札幌でいじめからという自殺がありました。これだけ大変な、本当に重要な社会の問題としてとらえておりますので、これらの国の大きな展開を見ながら、また、私どもも委員会として学校としていろんな角度でその対策を議員の方々ももちろんですが、市民の方、いろんな保護者の方々、地域の方々、そういう声を聞きながら対応してまいらねばならないなど、このように思っているところでございます。

まずはそういう意味で、今日の2点目の保健室登校者についてお答えしたいと思えます。

まず、教室に行くことができずに保健室等へ登校している児童生徒ですが、現在4名おります。各学校では、保健室だけでなく相談室等、教室以外の居場所を確保し、担当の教職員が学習相談に当たるよう体制を整えております。

次に、教室に行けない理由でございますが、学校に登校できる児童生徒は、本人や保護者と面談をしたり、スクールカウンセラーとのカウンセリングを勧めたりして、不安や悩みを把握するようにしております。

質問の3点目ですが、スクールカウンセラーについてお答えします。

本市では、いじめ・不登校問題等対策事業の一環として、スクールカウンセラーが中学校3校に4名配置されており、年間で1人当たり115時間のカウンセリングに当たっております。

スクールカウンセラー等の職務は、児童生徒へのカウンセリングのほか、カウンセリングに関する教職員や保護者への指導・助言などであり、中学校への配置ではありますが、希望があれば近隣の小学校のカウンセリングも実施しております。

また、必要に応じ、カウンセリングの一環として、教室での学習の様子を参観することもできます。

質問の4点目でございますが、オンブズパーソン制度についてお答えします。

菅原議員提案のオンブズパーソン制度であります。児童生徒の人権を守り、いじめや虐待等に苦しむ児童生徒から相談を受ける制度であると思われ。他にもオンブズマンとかいろいろありますが、そういう制度を活用して子供を守る場合とか社会を守る場合とか、いろんなことを制度にやっている方がおりますが、そういう中で相談を受けるといふ制度であると思われ。

本市では、児童が学校において学級担任以外にも気軽に悩み等を相談できる仕組みとして、子供と親の相談員、心の教室相談員を配置しております。この対応に当たっているところでありますので、今のところオンブズパーソン制度については考えていないところでございます。

ただ、子供にもユニセフでは人権が守られております。生きる権利、そしてまた守られる権利、そしてまた育つ権利、参加する権利、4つの権利がこのユニセフで子供の人権として守られております。特に守られるとなると人権、あるいは虐待とかいろいろありますが、そういう意味では、この基本的な4つの柱を十分理解しながら、学校とも教育委員会としても事に迅速に、緊急的に、しかも常に夜・昼あった場合に対応できるようなシステムというものが、この後しっかりとしていかなければならないのではないかなと思っているところでございます。

そのほか、国ではいわゆるスクールカウンセラーの増をしたいということが昨日の新聞で出たとおりでございます。あるいはまた、スクールソーシャルワーカー2,200人ぐらい増やしたいということもありました。さらにまた、国や大学教授、弁護士と相談ができる、いじめ防止の助言ができる、こういうその制度もアドバイザーとして現地に赴いて支援ができる制度を作りたいということもありますし、文科省では24時間のいじめ相談ダイヤルというのがあります。このテレホンカードを発行しながら、これにも対応していきたいということでございますので、先ほど言いましたオンブズパーソン制度については、今のところ本市としては、いろんなそういう枠組みの中で進めていかなきゃならないということからして、今のところ考えていないということでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 5番菅原理恵子議員の再質問ありますか。5番。

○5番（菅原理恵子） ありがとうございます。

1の（1）のヘリポート設置についてでございますけれども、そうですね、やはり近

くにヘリポートがあっても、津波対策としてのヘリポートですので、これは是非切に願いたいと思っております。値段が1億5,000万円かかるということですがけれども、津波対策と致しまして、やはり何階まで浸水するかという問題もあると思います。そのときに近くにあるヘリポートでは用が立たないということで、やはり屋上に設置が必要じゃないかなと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(2) 番の道路網についてでございますけれども、これは昨日の答弁にもありましたので、オッケーでございます。

2番の学校生活についての(1)のいじめについてですけれども、把握して保護者等の指導もあると申されておりましたけれども、どのような指導、ただ相談してわかりましたじゃなく、クラスのリーダー的存在の人がいじめに立つということが多々あると。そうすると、リーダー的存在の人がいじめ側に立ちちゃうと、やはり周りの人がみんなついていくという、そういう目に見えないものが発生しているということなんです。そういうことを把握はしていらっしゃるでしょうか。再度これについてお尋ねしたいと思います。

○議長(千田正英) 肥田野教育長。

○教育長(肥田野耕二) いじめを認知した場合の対策だと思いますが、これについては、いじめの事実を確認した場合に、学校ではいじめた児童生徒及びいじめられた児童生徒の両方の保護者に速やかに連絡をします。そしてまた、連携を密にして解決に向けた対応を両方の保護者、学校、そういう中で対応しているということでございます。

具体的な対応としては、まずは基本的にはいじめはまず絶対に許さないのだと。それから、弱い者をいじめることは人間としてこれは全く許されないのだということもございます。いじめられている側に立ちまして、最後まで守り抜いていくということも大事でございます。そういう基本方針のもとで、学校では毅然とした指導を行うとともに、解決したと見られる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れて指導を行うということもございますし、また、カウンセラーというものもございます。その場合も学校で例えば保護者に、どうしても先生が直接行くということになると、なかなか一方的にとり場合もとられますから、カウンセラーも場合によってはお願ひをしていく場合もございます。そういうことでは、いろんなその形の中で最近の通常の言葉だけでとらえ方によってはいじめられた、いじめたつもりでない言葉でもいじめられたというんですか、そういういわゆるこちらの常識があちらの非常識になっている場合という場合が往々に

してまたいじめになっているということもあり得ますので、そこら辺は十分そうならない、その前に子供のSOSというんですか、そういう動きを見ながら先生たちもかなり敏感にその対応しているということでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 5番、再質問ありますか。

○5番（菅原理恵子） 文科省の生徒指導の中に、学校におけるいじめの対処方法ということで、日頃より積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに各家庭でのいじめに関する取り組みのための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫が必要であるということを語っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 昨日、新たにまたこの対策の要旨が出ました。手元にまだ来ていないのですが、この中には4つあります。今の言った中身が盛られてきていると思います。これがさらに肉付けされて、各全国の学校、あるいは教育委員会にまた下りてくるだろうということを緊急に思っているところです。

その一つは、社会全体で子供を守り育てるため、学校、家庭、地域が連携できる体制づくりの推進。あるいは、子供の命、身体を守るため、国として積極的に役割を果たせるよう文科省の体制を強化する。あるいは、いじめの早期発見に向けて幅広い外部専門家を活用。問題を隠さず的確な対応に努める学校や教員が評価されるよう、考え方を提示する。いわゆる学校側がどんどんそれを対応しているということの評価していこうということでございます。4つ目の最後ですが、いじめが犯罪行為に当たる可能性があるとの認識のもと、警察との連絡・連携を強化、福祉機関や民間団体と協力した取り組みを促進するということに対応の策として要旨をまとめていますので、この枠の中でただいまの心配するところは、また解消されていくということで、ある意味でまた永遠の課題なのかなということもあるかもしれないですが、それでもまず100%近いほどないような方向の中で努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 5番。

○5番（菅原理恵子） 学校での対処方法はわかりました。それを家庭でどのように対処するかというご指導の方になっていくと思うのですけれども、我が家でもちょっと下の娘、これは余談になるかもわかりませんが、我が家の一番下の娘も高校のときに

いじめに遭いまして、突然学校に行きたくないと言い出しました。それで私は校門まで毎日送っていったんですね。それで、もしだめだったらいつでも電話くれれば迎えに行きますということで、2カ月間それを毎朝続けました。そしたら、いつの間にかわかったという形で電車通学もするようになったんですけども、いまだにそのいじめの理由は私もまだ聞いていないのでわかりませんけれども、ただ、先ほど冒頭でも述べましたように、家庭での愛情面というか、家庭でのその対処の方法も一つにあると思うんですね。それをやはりどのように指導していらっしゃるというか、やはり家庭が大切だよということを教えていくことが、また必要になってきているのかなと思うのですけれども、それをどのように指導していくことなのでしょう。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 家庭でもそれぞれの環境がございますし、地域の環境もございます。あるいはまた、学校の環境もまた同じ地域でも違うところもあるかと思えます。そういう意味では、このいじめもそうですが、キレる、あるいは虐待、あるいはいろんな意味でその教育上の問題が不登校とかそういうものまで発展するもの、たくさんあります。そういう意味では、家庭でのしつけというんですか、叱りというんですか、これもなかなか難しい要素があるかと思えます。これについては昨日テレビでやっておったんですが、家庭で一番大事なのとはというような感じのある言葉に、子供に直接何かそういうことがないかと聞くと、ないとはっきり自信を持って答えると、あるという方向にとらえた方がいいんだという、それが一番近い道じゃないかなということだそうです。むしろ、ない子供はそれって何ということ、はじめからわからないような返事になるということで、低学年とか、低学年のいじめというのは言葉がどっちも善悪がわからない場合がありますけれども、高学年あたりになると、普通そんなに感じない子供はそれって何っていう感じだけれども、実際にそういう感じを受けている子供は、答えようとするということになると、それがもしかしたらSOSになっているかもしれないということなので、家庭ではやはりそういう意味では常にそういうとらえ方、いじめられていて、子供はやっぱり母親にそのいじめられているという心配をかけたくないということがあろうかと思えます。そういう意味では、かけたくないをどうやって親が取り払って理解していただくかということと、子供がそういう意味では、いろんな意味で話し合いができるような家庭、これはやはりこれから保護者との教育、そういうものをいろん

な形で学校とも相談しながら進めてまいりたいと思っていますし、地域からの応援も大事かなと思っています。

以上です。

○議長（千田正英） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） いじめ防止の対策として、いじめの兆候を早期発見できる体制の構築が必要だということで、それをやはりマニュアル化したような、簡単ではいいので、そういうものを各家庭に配布できれば幸いと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） いじめのマニュアルについては、文科省からも出ております。さらに最近のいろんなプラスアルファもつけながら、このマニュアルはまた変わっていくだろうと思っていますし、早急にそのマニュアルプラス国の対策も入ってくるだろうと思いますから、そういう意味では緊急に、国から来ると緊急に学校とも相談して進めたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 5番。

○5番（菅原理恵子） （1）についてはわかりました。宜しくお願い致します。

（2）の保健室登校4名いるということですがけれども、これ私も知っている人がいて、そのまま教室に登校することができずに保健室で卒業してしまうと。高校はやはり授業時間が足りなくて、それなりの高校に行くしかないということ、お子さんもいらっしやいました。やはり、どうして保健室なのか、やはりこれは教室に戻れるような方法を、どのようにしてとっているのか、その対策がありましたら教えていただきたいと思いません。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） これについては、ややもすると不登校になりがちになります。その前に、やはり釘打っておかないと、子供はなかなかその思い切った強い学校へ行こうというその望みがそこで失われますので、やはり先生たちが保護者を通して、あるいはカウンセラーを通して、いろんな角度で相談をしながら、子供にも場合によっては直接当たりながら進めていくということでございます。現実にはそういう形でやっていますが、場合によってはまた保健室でなくて他の教室、あるいは相談室、こういうところも利用しながら、いろんな県のカウンセラーとか、あるいはベテラン先生と

か、こういう方々を指導していただきながら進めているということでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 5番。

○5番（菅原理恵子） （3）のスクールカウンセラーについてでございますけれども、スクールカウンセラーって心のケアだと思うんですけれども、どうして今まで小学校にカウンセラー配置なかったのでしょうか。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 小学校のカウンセラーにつきましては、中学校は現在おります。小学校については、県の方から、何ていうんですか事例が多いところというんですか、そういう集中的なところには県の方から派遣されます。場合によっては潟上もそういう方向はあり得るかもしれないのですが、要請することはできますので、いなくとも県の教育センターとかここに待機しておりますので、即そういう対応はできるような仕組みになっていますし、センターとも連携を取っておりますので、そういう意味ではスムーズにカウンセラーの対応はできるということでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） カウンセラーなんですけれども、大豊小学校、統合したばかりですよね。統合してやはり、おめ大久保小学校だべ、豊川小学校だべっていうような、そういう言葉が生徒から聞こえるという、これうちの孫も実際そういうふうに言ったということを知っていて、いやもう大豊小学校になったんだから、みんな同じ仲間だよっていうことなんですけれども、やはり今まで豊川小学校のお子さんって小クラスって、少人数できたので、いたれりつくせりで、やはりみんなでこう、周りで補い合うことができたと思うんですね。それがやはり大きくなって、やはり今までいた人数よりも多くなって豊川小学校の子が周りにいないという、そういう不安を持っているお子さんも中にはいるのではないかと思うんですけれども、その辺について把握はしているのでしょうか。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 個別の学校が出ました。なるべく言いたくなかったのですが、統合する前から、このことについては十分懸念をしてきました。そのことについて現在あるのかどうかということですが、私はないとは言いません。ただ、それがいじめだとか、そういう不都合なところに進んでいるかという、私はそうはないと思っています

ので、大きな問題としては、最初はちょっとあったようです。でも、それが今のよう、こうだあだという、いじめにつながるとかそういうことではないので、まず低学年あたりはあるかもしれないのですが、高学年ぐらいになると野球を通じてよく見て私応援に行ってきたんですけれども、両校の前のチームが一生懸命一丸となって頑張っていますので、今後ともそういうことがあれば困りますし、ないように努めながら進めたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 5番、再質問の件についてですけれども、要旨と項目にないのはできるだけ質問を避けていただきたいと思います。

○5番（菅原理恵子） 申し訳ありませんでした。個別名も出しまして、その辺は訂正させていただきます。

スクールカウンセラーが先ほどの答弁にありましたように、教室に向いて参観しているという答弁ありましたけれども、その参観してみても子供の様子を伺って、いじめがあるとかないとかという判断はなされているでしょうか。

○議長（千田正英） もし答弁を控えるのであれば、控えて結構でございます。

肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 先ほどの答弁の中で、そのことをカウンセリングの一環として教室での学習の様子を参観することもありますということでございますが、これはないです。

○議長（千田正英） 5番菅原理恵子議員。

○5番（菅原理恵子） 4番のオンブズパーソン制度についてでございます。

考えていないという答弁をいただきました。ちょっと残念ではありますけれども、やはり全部いじめについて、カウンセラーも含めてなんですけれども、やはり見落とす場合があると思うんです。そのときにこのオンブズパーソン制度を用いたことによって、子供が気楽に相談できるという制度を考えていただきたいと思いますなと思っただけの質問でしたが、再度この点についてお伺い致します。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） オンブズパーソン制度でございますが、これについては子供の人権を守るという意味での、その兵庫県でしたか、こちらに確かにありました。それから、条例もありました。そのほかに、このオンブズパーソン制度の中で、まだ違うのが

あったのが国や行政機関や公務員の監視、あるいは違法行為の調査や告発、こういう行
う団体というようなものもありました。そういうことを考えていくと、今回このパー
ン制度のことについては、今考えていないということについて先ほど申し上げたのは、
国が昨日出ましたその対応策とか子供をさらに守る方向性というものを、いろんな角度
で制度上設けようと、カウンセラーを2,200に増やそうというようなこととか、いろい
ろ出ております。恐らくこれは、やはりこれだけ騒いでいる全国の何ていう報道ですか
ら、確実に国は対応していくものと考えていますので、我々もそれに沿って何とか先取
りの中で対応していきたいと思っていることから、この制度を今すぐに必要かという
今は考えていないという意味です。そういうことですので、ご理解願いたいと思います。
以上です。

○議長（千田正英） 5番。

○5番（菅原理恵子） ありがとうございます。

一般質問はこれで終わります。

今、伊藤栄悦議員から指摘ありました新庁舎建設についてでございますけれども、基
本設計も提示されましたというところ、提示されていないという指摘いただきましたの
で、これ原稿訂正していただきたいと思っておりますので、その点宜しくお願い致します。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（千田正英） これをもって5番菅原理恵子議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は、すべて終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、9月8日から20日までの13日間、本会議を休会
としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認め、9月8日から20日までの13日間、本会議を休会と
することに決定しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、9月21日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

大変お疲れさまでした。

午後 0時33分 散会